

20210811\_【感染症情報】ピサヤにおける新型コロナウイルス感染症の対応について（セブ州における一部市・町のコミュニティ隔離措置区分引き上げに係る行政命令：セブ州政府発表）

**【ポイント】**

●8月10日、セブ州政府は、セブ州における一部の市・町に適用されるコミュニティ隔離措置区分を引き上げる旨の行政命令を発表しました。

●同行政命令によると、セブ州のタリサイ市・ナガ市・カルカル市・コンソラシオン町・リロアン町・ミングラニリア町・シボンガ町・アルガオ町・サンボアン町・オスロブ町・コルドバ町が、8月11日から「制限が強化された修正を加えた強化されたコミュニティ隔離措置（MECQ with Heightened Restriction）」に引き上げられるとのことです。

**【本文】**

1 8月10日、セブ州政府は、タリサイ市・ナガ市・カルカル市・コンソラシオン町・リロアン町・ミングラニリア町・シボンガ町・アルガオ町・サンボアン町・オスロブ町・コルドバ町のコミュニティ隔離措置区分について、8月11日から「制限が強化された修正を加えた強化されたコミュニティ隔離措置（MECQ with Heightened Restriction）」に引き上げられる旨の行政命令を発表しました。

対象地域においては、一部事業・活動の禁止や、午後10時から午前5時までの夜間外出禁止等を含むさまざまな措置が講じられるとされています。具体的措置内容については、セブ州政府行政命令第38号を参照してください。

●セブ州政府フェイス・ブック

（セブ州行政命令第38号「セブ州における一部市・町のコミュニティ隔離措置区分引き上げ」）

<https://www.facebook.com/220946761280568/posts/7490409977667507/?sfnsn=mo>

2 本発表に関し不明な点がある場合には、セブ州政府役場にお問い合わせください。

●セブ州政府公式フェイスブック

<https://www.facebook.com/cebugovph>

●セブ州政府ホットライン

032-888-2334 LOCAL 3011, 3012, 3013

3 特定のコミュニティ隔離措置のレベルに指定された地域であっても、市、バランガイ、更に限定された地域等の範囲でより厳しい隔離措置が課される場合もあります。滞在されている地域の地方行政機関の発表にも十分に注意し、それぞれの地域の条例、指示等に従って、トラブルを避けるように努めてください。

4 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便（運航状況・搭乗手続）、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【以下、参考情報】

●セブ州政府フェイス・ブック

（セブ州行政命令第 38 号「セブ州における一部市・町のコミュニティ隔離措置区分引き上げ」）

<https://www.facebook.com/220946761280568/posts/7490409977667507/?sfnsn=mo>

●セブ州政府公式フェイスブック

<https://www.facebook.com/cebugovph>

●セブ州政府ホットライン

032-888-2334 LOCAL 3011, 3012, 3013

+++++

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

●8月5日付、フィリピンにおけるコミュニティ隔離実施に関するオムニバス・ガイドライン

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/07jul/20210805-OMNIBUS-RRD.pdf>

●日本外務省・海外安全ホームページ（感染症危険情報：フィリピン）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo\\_013.html#ad-image-0](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_013.html#ad-image-0)

※現在ビサヤ地方を含むフィリピン全土に「感染症危険情報レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」が発出されています。

.....

※この情報は、在留届、及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。本メールを受信していない場合は、在留届にメールアドレスの登録をなさるか、「たびレジ」登録をお願いします。

在留届・たびレジ登録：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/>

（問い合わせ窓口）

○在セブ日本国総領事館

住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu

Business Park, Cebu City

電話：(市外局番 032) 231-7321

FAX：(市外局番 032) 231-6843

ホームページ：[https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

○在フィリピン日本国大使館

住所：2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

電話：(市外局番 02) 8551-5710

FAX：(市外局番 02) 8551-5785

ホームページ：[http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)